

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 整番	集C-22 経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			(名称) 釜石市長 野田 武則			(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号	
		(氏名又は名称) [REDACTED]			(住所又は所在地) [REDACTED]			(乙が甲にべき時支払うべき時期、相手方及び方法)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									
番号所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 森林齡	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)
1 釜石市栗林町 19-90	326	12-1	山林	0.10	スギ	61	2022. 6. 1 (2042. 3. 31)	20年 別添 1 の①参照	別添 2 の①参照 別添 3 参照
2 同上 19-91-1	326	13-1	山林	0.80	スギ	75	同上	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照 別添 3 参照
3 同上 19-91-1	326	13-2	山林	ソノダレ	50	同上	同上	別添 1 の④参照	
4 同上 19-93-1	326	19-2	山林	0.89	ソノダレ	87	同上	同上	
5 同上 19-95	326	18-1	山林	スギ	60	同上	同上	別添 1 の④参照	
6 同上 19-95	326	18-2	山林	スギ	59	同上	同上	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照 別添 3 参照
7 同上 19-95	326	18-3	山林	アカマツ	59	同上	同上	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照 別添 3 参照
8 同上 19-100-5	327	1-1	山林	スギ	60	同上	同上	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照 別添 3 参照
9 同上 19-100-5	327	1-2	山林	ソノダレ	64	同上	同上	別添 1 の④参照	
10 同上 19-100-5	327	1-3	山林	アカマツ	100	同上	同上	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照 別添 3 参照
11 同上 19-100-5	327	1-4	山林	ソノダレ	66	同上	同上	別添 1 の④参照	
12 同上 19-100-5	327	1-5	山林	16.64	ソノダレ	83	同上	別添 1 の①参照	
13 同上 19-100-5	327	1-6	山林	アカマツ	64	同上	同上	別添 1 の①参照	別添 2 の①参照 別添 3 参照
14 同上 19-100-5	327	1-7	山林	ソノダレ	41	同上	同上	別添 1 の④参照	
15 同上 19-100-5	327	1-8	山林	ソノダレ	58	同上	同上	別添 1 の④参照	

16	同上	19-100-5	327	1-9	山林	アカマツ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
17	同上	18-60-1	328	15-1	山林	スギ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
18	同上	18-60-1	328	15-2	山林	アカマツ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
19	同上	18-60-1	328	16-1	山林	スギ	67	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
20	同上	18-60-1	328	17-4	山林	スギ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
21	同上	18-60-1	328	17-5	山林	アカマツ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(Е)				備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類
1	釜石市栗町	19-90	326	12-1	山林	0.10	スギ	61			
2	同上	19-91-1	326	13-1	山林	0.80	スギ	75			
3	同上	19-91-1	326	13-2	山林		ソノダレ	50			
4	同上	19-93-1	326	19-2	山林	0.89	ソノダレ	87			
5	同上	19-95	326	18-1	山林		スギ	60			
6	同上	19-95	326	18-2	山林	8.35	スギ	59			
7	同上	19-95	326	18-3	山林		アカマツ	59			
8	同上	19-100-5	327	1-1	山林		スギ	60			
9	同上	19-100-5	327	1-2	山林		ソノダレ	64			
10	同上	19-100-5	327	1-3	山林		アカマツ	100			
11	同上	19-100-5	327	1-4	山林		ソノダレ	66			
12	同上	19-100-5	327	1-5	山林	16.64	ソノダレ	83			
13	同上	19-100-5	327	1-6	山林		アカマツ	64			

14	同上	19-100-5	327	1-7	山林	ソノダル	41
15	同上	19-100-5	327	1-8	山林	ソノダル	58
16	同上	19-100-5	327	1-9	山林	アカマツ	64
17	同上	18-60-1	328	15-1	山林	スギ	53
18	同上	18-60-1	328	15-2	山林	アカマツ	53
19	同上	18-60-1	328	16-1	山林	8.21	スギ
20	同上	18-60-1	328	17-4	山林	スギ	53
21	同上	18-60-1	328	17-5	山林	アカマツ	53

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）
権利を設定する森林の森林所有者（甲）
住 所（同上） 釜石市長 野田 武則
住 所（同上） [REDACTED]

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かれる書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付することとし、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるとところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行わられる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権配分計画及び当該経営管理実施権集積計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなかつた場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることがある。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者）甲に對する通知を送付する。

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されたなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲との協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保による諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保による諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権に基づき経営管理受益権により設定された経営管理受益権に係る森林に関する権利を、当該支払を受けたときは、甲が支払を受けたものとみなす。

(15) その他

- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
	所在	地番	林班	小班		
	釜石市栗林町	19-90	326	12-1	<経営実施権が設定される場合>	
	釜石市栗林町	19-91-1	326	13-1	○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営実施権者で協議して決めるものとする。	
	釜石市栗林町	19-92	326	16-1	<経営管理権が設定されない場合>	
	釜石市栗林町	19-92	326	16-2	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における生物多様性に配慮する等、生息環境は控える等、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
	釜石市栗林町	19-95	326	18-1		
	釜石市栗林町	19-95	326	18-2		
	釜石市栗林町	19-95	326	18-3		
	釜石市栗林町	19-100-5	327	1-1		
①	釜石市栗林町	19-100-5	327	1-3		
	釜石市栗林町	19-100-5	327	1-6		
	釜石市栗林町	19-100-5	327	1-9		
	釜石市栗林町	18-60-1	328	15-1		
	釜石市栗林町	18-60-1	328	15-2		
	釜石市栗林町	18-60-1	328	16-1		
	釜石市栗林町	18-60-1	328	17-4		
	釜石市栗林町	18-60-1	328	17-5		
	釜石市栗林町	19-91-1	326	13-2	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
	釜石市栗林町	19-93-1	326	17-2		
	釜石市栗林町	19-95	326	19-2		
	釜石市栗林町	19-100-5	327	1-2		
④	釜石市栗林町	19-100-5	327	1-4		

釜石市栗林町	19-100-5	327	1-5
釜石市栗林町	19-100-5	327	1-7
釜石市栗林町	19-100-5	327	1-8

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合における甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)
釜石市栗林町	19-90	326	12-1	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○主伐に對する経費、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽、(鳥獣害等の保険料等)の設置・維持管理を含む。(以下同じ。)及び保育に係る経費その他の経費に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。
釜石市栗林町	19-91-1	326	13-1	○利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費を控除した額とする。
釜石市栗林町	19-92	326	16-1	(2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○主伐及び利用間伐に係る経費の額の算定方法
釜石市栗林町	19-92	326	16-2	(3. 伐採等による主伐に付された経費の見積額) ○乙が算定する主伐に付された経費が甲に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示した額とする。
釜石市栗林町	19-95	326	18-1	(4. 留意事項) ○乙が算定する主伐に付された経費が甲に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示された経費の見積額とする。
釜石市栗林町	19-95	326	18-2	○乙が算定する主伐に付された経費が甲に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示された経費の見積額とする。
釜石市栗林町	19-95	326	18-3	○乙が算定する主伐に付された経費が甲に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示された経費の見積額とする。
① 釜石市栗林町	19-100-5	327	1-1	○乙が算定する主伐に付された経費が甲に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示された経費の見積額とする。
釜石市栗林町	19-100-5	327	1-3	○乙が算定する主伐に付された経費が甲に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示された経費の見積額とする。
釜石市栗林町	19-100-5	327	1-6	○乙が算定する主伐に付された経費が甲に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示された経費の見積額とする。
釜石市栗林町	18-60-1	328	15-1	○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経費が預かる期間は、預り金の残高がなくなるまでとします。
釜石市栗林町	18-60-1	328	15-2	○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経費が預かる期間は、預り金の残高がなくなるまでとします。
釜石市栗林町	18-60-1	328	16-1	○木材の販売収益から差し引いた木材の販売による収益生じた木材の販売に係る経費を支払わざわない場合(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
釜石市栗林町	18-60-1	328	17-4	○木材の販売収益から差し引いた木材の販売による収益生じた木材の販売に係る経費を支払わざない場合(2. 留意事項)
釜石市栗林町	18-60-1	328	17-5	○木材の販売収益から差し引いた木材の販売による収益生じた木材の販売に係る経費を支払わざない場合(3. 伐採等に要する経費の算定方法)

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

- <時期>
- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 釜石市長 野田武則		(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号	
整番	理番	集C-23	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称)		(住所又は所在地)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							
番号	所	在地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種 現況林齡
1	釜石市栗林町	19-68-3	328	18-1	山林	7.08	ソノタL 84
2	同上	19-68-3	328	18-2	山林		スギ 67
3	同上	19-68-3	328	18-3	山林		スギ 69
4	同上	19-68-3	328	18-7	山林		ソノタL 37
5	同上	19-77-8	329	9-1	山林		ソノタL 67
6	同上	19-77-8	329	9-2	山林		ソノタL 8
7	同上	19-77-8	329	9-3	山林	3.11	ソノタL 59
8	同上	19-77-8	329	9-4	山林		ソノタL 8
9	同上	19-77-8	329	9-5	山林		スギ 69
10							

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益があらわる場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなにお利益があらわる場合において甲に支払われるべき金額(D)を支払うべき時期、相手方及び方法

番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(乙)		備考
									氏名又は名称	権原の種類	
1	釜石市栗林町	19-68-3	328	18-1	山林		ソノタレ	84			
2	同上	19-68-3	328	18-2	山林	7.08	スギ	67			
3	同上	19-68-3	328	18-3	山林		スギ	69			
4	同上	19-68-3	328	18-7	山林		ソノタレ	37			
5	同上	19-77-8	329	9-1	山林		ソノタレ	67			
6	同上	19-77-8	329	9-2	山林		ソノタレ	8			
7	同上	19-77-8	329	9-3	山林	3.11	ソノタレ	59			
8	同上	19-77-8	329	9-4	山林		ソノタレ	8			
9	同上	19-77-8	329	9-5	山林		スギ	69			
10											

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)
住 所 (同上) [REDACTED]

住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則
[REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かかる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積が著しく事実と相違する場合には、(A) 欄の「面積」は林地台帳に記載されることとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該部分を特定する場合には当該部分を記載する図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿ど異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるとところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるとところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるとところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することと

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。この経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに当該森林により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に当該森林に係る権原を有しなくなつた場合イ 甲が当該森林に係る権原により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施するところにより設定される経営管理権に係る権原を有しなくなつた場合
 - 甲が当該森林に係る権原により乙に当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ③ 甲は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に係る権原を有しなくなると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとには乙が（経営管理実施権が設定されるときには乙が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された森林に係る明細書を通知する場合）

- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲とのこの協議により定める。
② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②に依り森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②に依り森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災害等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれをを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に委任するものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は速やかに申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理実施権計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき経営管理実施権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理権集積計画に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	
釜石市栗林町	19-68-3	328	18-2	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
③ 釜石市栗林町	16-68-3	328	18-3	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
釜石市栗林町	19-77-8	329	9-5	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
釜石市栗林町	19-68-3	328	18-1	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年(1)回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
釜石市栗林町	19-68-3	328	18-7	
釜石市栗林町	19-77-8	329	9-1	
④ 釜石市栗林町	19-77-8	329	9-2	
釜石市栗林町	19-77-8	329	9-3	
釜石市栗林町	19-77-8	329	9-4	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法
所在	地番	林班	小班	(1) 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法 ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
釜石市栗林町	19-68-3	328	18-2	(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
② 釜石市栗林町	16-68-3	328	18-3	
釜石市栗林町	19-77-8	329	9-5	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

- <時期>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

- <時期>
○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後遅やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 番	集C-24	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 釜石市長 野田 武則		(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]		(住所又は所在地) [REDACTED]					
番号	所在	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)			経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて内行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益があるべき支払期、相手方及び方法(D)を乙が甲にべき時に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法			
		番号	地番	林班	小班	地目				
1	釜石市栗林町	19-100-3	327	5-1	山林	スギ	57	2022. 6. 1 (2042. 3. 31)	別添1の①参照	別添3参照
2	同上	19-100-3	327	5-2	山林	スギ	58	同上	別添1の①参照	別添3参照
3	同上	19-100-3	327	5-3	山林	アカマツ	101	同上	別添1の①参照	別添3参照
4	同上	19-100-3	327	5-4	山林	ソノダレ	62	同上	別添1の④参照	
5	同上	19-100-3	327	5-5	山林	スギ	56	同上	別添1の①参照	別添3参照
6	同上	19-100-3	327	5-6	山林	3.75 ソノダレ	62	同上	別添1の④参照	
7	同上	19-100-3	327	5-7	山林	スギ	62	同上	別添1の①参照	別添3参照
8	同上	19-100-3	327	5-8	山林	スギ	59	同上	別添1の①参照	別添3参照
9	同上	19-100-3	327	5-9	山林	アカマツ	101	同上	別添1の①参照	別添3参照
10	同上	19-100-3	327	5-10	山林	ソノダレ	63	同上	別添1の④参照	
11	同上	19-100-3	327	5-11	山林	スギ	58	同上	別添1の①参照	別添2の①参照
12	同上	19-100-6	327	6-1	山林	スギ	39	同上	別添1の②参照	別添2の①参照
13	同上	19-100-6	327	6-2	山林	カラマツ	39	同上	別添1の②参照	別添2の①参照
14	同上	19-100-6	327	6-3	山林	9.63 アカマツ	39	同上	別添1の②参照	別添2の①参照
15	同上	19-100-6	327	6-4	山林	カラマツ	33	同上	別添1の②参照	別添2の①参照

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	釜石市栗林町	19-100-3	327	5-1	山林	スギ	57				
2	同上	19-100-3	327	5-2	山林	スギ	58				
3	同上	19-100-3	327	5-3	山林	アカマツ	101				
4	同上	19-100-3	327	5-4	山林	ソノダレ	62				
5	同上	19-100-3	327	5-5	山林	スギ	56				
6	同上	19-100-3	327	5-6	山林	ソノダレ	62				
7	同上	19-100-3	327	5-7	山林	スギ	62				
8	同上	19-100-3	327	5-8	山林	スギ	59				
9	同上	19-100-3	327	5-9	山林	アカマツ	101				
10	同上	19-100-3	327	5-10	山林	ソノダレ	63				
11	同上	19-100-3	327	5-11	山林	スギ	58				
12	同上	19-100-6	327	6-1	山林	スギ	39				
13	同上	19-100-6	327	6-2	山林	カラマツ	39				
14	同上	19-100-6	327	6-3	山林	アカマツ	39				
15	同上	19-100-6	327	6-4	山林	カラマツ	33				

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)
権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則
住 所 (同上) [REDACTED]

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特別により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
 (3) (A) 横の「面積」は林地台帳に記載された面積ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、1筆の一部実測面積を()書き下段に2段書きに記載することとする。
 (4) (A) 横の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載する場合と異なる場合に備考欄にその旨を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きに記載することとする。
 (5) (B) 横は、「〇〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めることと定めるものほか、次に定めるとところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるとところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

- この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙はこの公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかにより当該森林により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなかつた場合
ア 甲が偽りその他不正な手段により当該森林により（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとには乙が（経営管理実施権が設定されるとには経営管理実施権者が）甲に

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されたなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金額を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の全部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき経営管理実施権に供する森林に係る収益を乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容			
所在	地番	林班	小班				
<p>金石市栗林町 19-100-3 327 5-1</p>							
金石市栗林町	19-100-3	327	5-2	<経営管理実施権が設定される場合> ○業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び保育等の施設で協議して決めるものとする。			
<p>金石市栗林町 19-100-3 327 5-3</p>							
金石市栗林町	19-100-3	327	5-5	<経営管理実施権が設定されない場合> ○乙は、存続期間中に伐採を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断で きる限りで行う。			
<p>① 金石市栗林町 19-100-3 327 5-7</p>							
金石市栗林町	19-100-3	327	5-8				
<p>金石市栗林町 19-100-3 327 5-9</p>							
金石市栗林町	19-100-3	327	5-11				
<p>金石市栗林町 19-100-6 327 6-1</p>							
金石市栗林町	19-100-6	327	6-2	<経営管理実施権が設定される場合> ○不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。			
<p>② 金石市栗林町 19-100-6 327 6-3</p>							
金石市栗林町	19-100-6	327	6-4	<経営管理実施権が設定されない場合> ○乙は、存続期間中に伐採を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断で きる限りで行う。			
<p>金石市栗林町 19-100-3 327 5-4</p>							
金石市栗林町	19-100-3	327	5-6	<乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断で きる限りで行う。			
<p>④ 金石市栗林町 19-100-3 327 5-10</p>							
金石市栗林町	19-100-3	327					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法			
		<経営管理実施権が設定される場合>			
		<伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合>			
		(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)			
釜石市栗林町		地番	林班	小班	
釜石市栗林町	19-100-3	327	5-1		
釜石市栗林町	19-100-3	327	5-2		
釜石市栗林町	19-100-3	327	5-3		
釜石市栗林町	19-100-3	327	5-5		
釜石市栗林町	19-100-3	327	5-7		
釜石市栗林町	19-100-3	327	5-8		
釜石市栗林町	19-100-3	327	5-9		
釜石市栗林町	19-100-3	327	5-11		
釜石市栗林町	19-100-6	327	6-1		
釜石市栗林町	19-100-6	327	6-2		
釜石市栗林町	19-100-6	327	6-3		
釜石市栗林町	19-100-6	327	6-4		

(1)

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

- <時期>
- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

- <時期>
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理 号 集C-25	経営管理権の設定を受ける市町 村(乙)	(名称) 釜石市長 野田 武則	(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号									
	経営管理権を設定する森林の森 林所有者(甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]		(住所又は所在地) [REDACTED]								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)		経営管理権に基づいて 行わられる経営管理の内 容(C)										
番号 所	在 地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の始期 (終期)	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	参考
1	釜石市栗町 19-101	326	22-1	山林	6.66	ソノタ スギ	54 76	2022.6.1 同上	20年 (2042.3.31)	別添1の④参照 別添1の③参照	別添3参照	
2	同上	19-101	326	22-2	山林							
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	釜石市栗林町	19-101	326	22-1	山林	6.66	ソノタレ	54				
2	同上	19-101	326	22-2	山林		スギ	76				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

住 所 (同上) [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続による場合に添付する書類を添付すること。
(3) (A) 棚の「面積」は、新たなる森林所有者と元の森林所有者の面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に記載されるとともに、当該面積が記載された林地台帳に記載されることとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には、当該部分を特定するごとに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (A) 棚の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 棚は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認めめた場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された森林についての明細書を通知する場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することができる。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合は、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に委任するものとする。
- ④ 経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき経営管理実施権により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

- (16) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容			
所在	地番	林班	小班				
釜石市栗林町 ③	19-101	326	22-2	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。	○ 乙は、火災後、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。		
釜石市栗林町 ④	19-101	326	22-1	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。			

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法			
所在	地番	林班	小班				
釜石市栗林町 ①	19-101	326	22-2	○ (1. 甲に支払われるべき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行なうために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。			
釜石市栗林町 ②	19-101	326	22-2				

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

- <時期>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

- <時期>
○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)釜石市長 野田武則		(所在地)岩手県釜石市只越町3丁目9番13号	
整理号	集C-27 集番	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	氏名又は名称)	(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種
1	釜石市栗林町	19-97	326	19-6	山林	3.42 (3.25)	スギ
2	同上	19-97	326	20-1	山林	59	アカマツ
3	同上	19-97	326	20-2	山林	59	スギ
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

備考
乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

別添3 参照

経営管理権の存続期間
(終期)
(B)

別添1 の①参照

経営管理権の始期
(C)

別添2 の①参照

経営管理権の行わられる経営管理の内容
(D)

別添3 参照

木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

別添3 参照

経営管理権の存続期間
(終期)
(B)

別添1 の①参照

経営管理権の始期
(C)

別添2 の①参照

経営管理権の行わられる経営管理の内容
(D)

別添3 参照

木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	釜石市栗林町	19-97	326	19-6	山林	3.42	スギ	59		共有	
2	同上	19-97	326	20-1	山林	(3,25)	アカマツ	59		共有	
3	同上	19-97	326	20-2	山林		スギ	59		共有	
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則
住 所 (同上) [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する場合には、別表とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、林地台帳ごとに記載するごとに、当該経営権の面積を記載することとし、1筆の一部について経営権が設定される場合には当該部分を特定する場合には当該部分を記載することができる図面を示す欄を示す。なお、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、林地台帳ごとに記載することとし、1筆の一部について経営権が設定される場合には当該部分を記載することができる図面を示す欄を示す。なお、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、林地台帳ごとに記載することとし、1筆の一部について経営権が設定される場合には当該部分を記載することができる図面を示す欄を示す。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林等に記載された内容を記載することとし、森林等と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行わられる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められた場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- ③ 経営管理権の対象とする森林
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- ④ 経営管理権及び経営管理受益権の設定
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
- ⑤ 租税公課の負担
甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- ⑥ 経営管理権の設定等の条件
① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段に有しなくなった場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有して（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を取り消すことができる。
② 甲は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することができない場合は、乙の同意を得るものとする。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑦ 森林への入り及び施設の利用等
① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認めた場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- ⑧ 甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合で、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路綱の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集計画を変更する必要がある場合はは遲滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権に基づき経営管理受益権を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集計画に定めのない事項及びこの経営管理権集計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

- <時期>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

- <時期>
○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)釜石市長 野田 武則		(所在地)岩手県釜石市只越町3丁目9番13号							
整番	理号	集C-30	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積ha						
1	釜石市	栗林町	19-104-1	327	8-4	山林	ソノタL 86						
2	同上	同上	19-104-1	327	8-5	山林	スギ 86						
3	同上	同上	19-104-1	327	8-6	山林	スギ 63						
4	同上	同上	19-104-1	327	8-7	山林	ソノタL 66						
5	同上	同上	19-104-1	327	9-1	山林	ソノタL 74						
6	同上	同上	19-104-1	327	9-2	山林	ソノタL 60						
7	同上	同上	19-104-1	327	9-3	山林	ソノタL 47						
8	同上	同上	19-104-1	327	9-4	山林	ソノタL 42						
9	同上	同上	19-104-1	327	9-5	山林	スギ 60						
10													
木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合における支払額(D)の算定方法													
乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法													
参考													

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	釜石市裏林町	19-104-1	327	8-4	山林		ソノダレ	86				
2	同上	19-104-1	327	8-5	山林		スギ	86				
3	同上	19-104-1	327	8-6	山林		スギ	63				
4	同上	19-104-1	327	8-7	山林		ソノダレ	66				
5	同上	19-104-1	327	9-1	山林	7.00	ソノダレ	74				
6	同上	19-104-1	327	9-2	山林		ソノダレ	60				
7	同上	19-104-1	327	9-3	山林		ソノダレ	47				
8	同上	19-104-1	327	9-4	山林		ソノダレ	42				
9	同上	19-104-1	327	9-5	山林		スギ	60				
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

住 所 (同上) [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例手続により定める場合は、特別手続により書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積と元の森林所有者の面積とが異なる場合は、新たな森林所有者の面積と記載されるととどめること。
 (4) (A) 欄の「面積」及び「現況樹種」は林地台帳に記載された面積と元の森林所有者の面積とが異なる場合は、新たな森林所有者の面積と記載されるととどめること。
 (5) (B) 欄は、「〇〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。この経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しに設定された経営管理権は、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合は、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、又は当該森林に（1）により設置された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ② 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、又は当該森林に設置された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に及ぼす損害があると認めると認めた場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- ④ 甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された森林について被害が発生した場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
② 乙は、甲の費用負担として甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合は、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供さられるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき経営管理実施権により設定された経営管理権集積計画に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班		
③ 釜石市栗林町	19-104-1	327	8-5	○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。	
	19-104-1	327	8-6	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
	19-104-1	327	9-5		
④ 釜石市栗林町	19-104-1	327	8-4	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行いうものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
	19-104-1	327	8-7		
	19-104-1	327	9-1		
	19-104-1	327	9-2		
	19-104-1	327	9-3		
	19-104-1	327	9-4		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)	
釜石市栗林町	19-104-1	327	8-5	<input type="radio"/> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 <input type="radio"/> (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。	
② 釜石市栗林町	19-104-1	327	8-6		
釜石市栗林町	19-104-1	327	9-5		

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理 号 集C-31	経営管理権の設定を受ける市町 村(乙)	(名称) 釜石市長 野田 武則		(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号						
		(氏名又は名称) [REDACTED]		(住所又は所在地) [REDACTED]		(乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法 参考 木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金額(D)の額の算定方法				
番号	在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	
1	釜石市栗林町18-58-5	328	4-1	山林	スギ	63	2022. 6. 1 (2042. 3. 31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
2	同上	18-58-5	328	4-2	山林	スギ	56	同上	別添1の①参照	別添2の①参照
3	同上	18-58-5	328	4-3	山林	アカマツ	56	同上	別添1の①参照	別添2の①参照
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	釜石市栗林町	18-58-5	328	4-1	山林		スギ	63				
2	同上	18-58-5	328	4-2	山林	1.91	スギ	56				
3	同上	18-58-5	328	4-3	山林		アカマツ	56				
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上) [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
(3) 変更となつた場合は、新たなる森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(4) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された出番ごとの面積が著しく事実と相違する場合には、当該面積を()書き下段に2段書きにする。
(5) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載する場合には当該部分を特定することができること。
(6) (A) 欄の「現況樹種」は森林簿に記載する場合には、森林簿と異なる場合に()書きで下段に2段書きにすること。
(7) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるとこころにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるとこころによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるとこころにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

（2）受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対すると同一の注意義務をもって経営管理を行いう義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められた場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

（3）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（4）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林の森林所有者となつた者）に対してても、その効力があるものとする。

（5）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（6）経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施するところが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるとこころにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- （7）森林への立ち入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者が第三者から当該立木について除去等を行つた場合であつて、かつ第三者があると認めると認められる場合では、第三者が当該立木について除去等を行ふことを認めることがある。

（8）甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとには乙が（経営管理実施権が設定されるとには）甲に

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されたなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙との協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担にして当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の全部又は全部を実施しないことができる。

- ① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権に基づき経営管理受益権により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
	所在	地番	林班	小班			
	釜石市栗林町	18-58-5	328	4-1	<経営管理実施権が設定される場合> ○業者、木材の販売、林木の保護等の権利を有するものとする。 ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽、(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施設の設置権を設定する前に及ぼし、その方法は経営管理実施権を設定する前と同じ。)及び経営管理実施権を設定する前に及ぼし、その方法は経営管理実施権を設定する前に同じ。)及び保育等の施設の設置権を設定する前に及ぼし、その方法は経営管理実施権を設定する前に同じ。)		
①	釜石市栗林町	18-58-5	328	4-2	<経営管理実施権が設定されない場合> ○これは、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○これは、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。		
	釜石市栗林町	18-58-5	328	4-3			

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法			
<経営管理実施権が設定される場合> (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)		<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。) 及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>○(2. 木材の販売による収益から伐採等に要する経費の額の算定方法)</p> <p>○(3. 伐採等に要する主伐に添付された額とする。</p> <p>○乙が算定分計画による主伐に添付された額とし、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たつて乙に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たつて甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○(4. 留意事項)</p>			
所在	地番	林班	小班		
金石市栗林町	18-58-5	328	4-1		
金石市栗林町	18-58-5	328	4-2		
金石市栗林町	18-58-5	328	4-3		
(1)					

別添 3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>
○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理 号	集C-32	経営管理権の設定を受ける市町 村(乙)	(名称) 釜石市長 野田 武則	(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号		
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者(甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]	(住所又は所在地) [REDACTED]		
		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)				
番号	所在 地番	地番 林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種 現況 林齡
1	釜石市栗林町 5-22-2	331	7-2	山林	1.30	アカマツ 61
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

木材の販売による収益から伐採等に
要する経費を控除してなお利益がある
場合において甲に支払われるべき
金額(D)の額の算定方法

乙が甲にDを
支払うべき時
期、相手方及
び方法

木材の販売による収益から伐採等に
要する経費を控除してなお利益がある
場合において甲に支払われるべき
金額(D)の額の算定方法

乙が甲にDを
支払うべき時
期、相手方及
び方法

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考	
1	釜石市栗林町	5-22-2	331	7-2	山林	1.30	アカマツ	61					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙)
権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を示すとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるとこころにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののはか、次に定めるとこころによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるとこころにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務
① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行いう義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受けける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担
甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件
① 乙は、甲が次のいずれかに当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるとこころにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認めめた場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に對

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかつた場合）
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めによつて甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めによつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連絡なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理権の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。

- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容			
所在	地番	林班	小班				
<経営管理実施権が設定される場合>							<経営管理実施権の設置・維持管理を含む。以下同じ。) 及び保育等の施設、木材の販売、森林の保護等のものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に及ぼす影響として決めるものとする。
① 釜石市栗林町	5-22-2	331	7-2	○業者で協議して決めるものとする。	○経営権者が設定されない場合>	○経営権者は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要的伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。	○これは、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益における経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法				
<経営管理実施権が設定される場合>		(伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)				
所在	地番	林班	小班	乙	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)	
釜石市栗林町	5-22-2	331	7-2		○ (鳥獣害対策施設の設置) として乙が算定した額を控除した額とする。	
					○ (2. 木材の販売収益による収益の額は、木材の販売による収益を控除した額とする。)	
					○ (3. 伐採等に係る経費の算定方法)	
					○ 乙が算定する主伐に係る経費の見積額とする。	
					○ 乙が算定する主伐が実施された場合における経費について、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権が算定する木材の販売に添付された経費の見積額とする。	
					○ 乙が算定する主伐後の主伐前の主伐が実施された場合における経費について、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権が算定する岩手県(鳥獣害対策施設設置・維持管理を含む)、保育及び利用間伐に係る標準単価を基にする。	
					○ 乙が算定する主伐が実施された場合における経費について、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権が算定する木材の販売に添付された経費の見積額とする。	
					○ 乙が算定する主伐が実施された場合における経費について、経営管理実施権が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権が算定する木材の販売に添付された経費の見積額とする。	
					○ 乙が算定する主伐が実施された場合における経費について、経営管理実施権が経営管理実施権の最終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権が実施された場合における経費について、経営管理実施権が経営管理実施権の最終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権が算定する木材の販売に添付された経費の見積額とする。	
					(4. 留意事項)	
					○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費を算定する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理実施権者が算定する主伐後の経費を算定する。この期間は、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	
					○ 乙が算定する主伐が実施された場合における経費について、経営管理実施権が経営管理実施権の額とし、その額を上回る場合は、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	
					○ 乙が算定する主伐が実施された場合における経費について、経営管理実施権が経営管理実施権の額とし、その額を上回る場合は、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。	
					(1. 留意事項)	
					○ 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)	
					○ (2. 留意事項)	
					○ 乙が経営管理を行ったために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>
○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行なうものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項		経営管理権の設定を受ける市町村（乙） 経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）		(名称) 釜石市長 野田 武則		(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号		(住所又は所在地)	
整 理 号	集C-33	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢
1	釜石市栗林町	8~75-1	330	14-1		山林	2.82	スギ	57
2	同上	8-75-1	330	14-2		山林		アカマツ	57
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合に甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法									
経営管理権の存続期間（終期）（B）									
経営管理権の始期									
経営管理権に基づいて行なわれる経営管理の内容（C）									
乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法									
参考									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考	
1	釜石市栗林町	8-75-1	330	14-1	山林	2.82	スギ	57					
2	同上	8-75-1	330	14-2	山林		アカマツ	57					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）
権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 釜石市長 野田 武則
住 所（同上） [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権管理権計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定するとのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるとこころにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるとこころによる。

(1) 経営管理権に基づいて行わられる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるとこころにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対する同一の注意義務を行いう義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められた場合には、経営管理実施権の設定を受けける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に蓄意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営法施行規則に定められた者を除く。）に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなかつた場合
 - 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとすると、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるとこころにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ② 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、又は当該森林に設置された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲との協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担にして当該森林において樹木に生育することができるこことし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が、②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であつて、天災地変等の事由により保険事故があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に委任するものとし、乙は当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によつて甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び乙の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権に基づき経営管理権に基づき経営管理受益権により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する権利を乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容				
	所在	地番	林班	小班					
①	釜石市栗林町	8-75-1	330	14-1	<経営管理実施権が設定される場合> ○経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽、(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。) 及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等のものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前にて及び経営管理実施権を設定する前にて及び経営管理実施権者が設定されない場合> ○経営管理実施権が設定されない場合> ○これは、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。 ○これは、生物多様性に配慮する等、生物多様性に配慮するものとする。 ○これは、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。				
	釜石市栗林町	8-75-1	330	14-2					

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益が甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法						
所在	地番	林班	小班	（伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合）	<経営管理実施権が設定される場合>						
釜石市栗林町	8-75-1	330	14-1	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽、主伐後の保険料等)として乙が算定した額とします。</p> <p>(2. 利用間伐が算定した額とします。)</p> <p>(3. 木材の販売収益による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費を控除した額とします。</p>	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額とします。</p> <p>(2. 利用間伐が算定した額とします。)</p> <p>(3. 木材の販売収益による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費を控除した額とします。</p>						
釜石市栗林町	8-75-1	330	14-2	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額とします。</p> <p>(2. 利用間伐が算定した額とします。)</p> <p>(3. 木材の販売収益による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費を控除した額とします。</p>	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に要する経費（森林保険の保険料等）として乙が算定した額とします。</p> <p>(2. 利用間伐が算定した額とします。)</p> <p>(3. 木材の販売収益による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費を控除した額とします。</p>						
(1)											
<経営管理実施権が設定されない場合>											
<p>(1. 釜石市栗林町に於ける森林保険料の額は、甲から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費を控除して算定する額とします。</p> <p>(2. 釜石市栗林町に於ける森林保険料の額は、甲から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費を控除して算定する額とします。</p> <p>(3. 釜石市栗林町に於ける森林保険料の額は、甲から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費を控除して算定する額とします。</p>											
(2)											

(1)

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>
○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 番	集C-36	経営管理権の設定を受ける市町 村(乙)	(名称) 釜石市長 野田 武則	(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号			
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者(甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]	(住所又は所在地) [REDACTED]			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種
1	釜石市要町 2,3	18-73- 329	4-1	山林	アカマツ	51	2022. 6. 1 (2042. 3. 31)
2	同上	18-73- 329	4-2	山林	ソノダレ	8	同上
3	同上	18-73- 329	4-3	山林	スギ	32	同上
4	同上	18-73- 2,3	4-4	山林	スギ	32	同上
5							
6							
7							
8							
9							
10							

乙が甲にべき時に支払うべき期、相手方及び方法	木材の販売による収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合における甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
経営管理権の存続期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行わられる経営管理の内容(C)	別添2の①参照

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考	
1	釜石市栗林町 2, 3	18-73- 2, 3	329	4-1	山林		アカツ	51					
2	同上	18-73- 2, 3	329	4-2	山林	4.22	ソノタツ	8					
3	同上	18-73- 2, 3	329	4-3	山林		スギ	32					
4	同上	18-73- 2, 3	329	4-4	山林		スギ	32					
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則
住 所 (同上) [REDACTED]

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、変更となる。
- (4) (A) 欄の「面積」及び「現況樹種」及び「現況林齡」は森林管理権登記簿に記載する場合には、当該部分を特定することができる場合には当該部分を記載することとし、森林等と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権により設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められた場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対する監督責任のみを負う。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかにより当該森林において、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が当該森林に係る権原を有しなくなったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - イ 甲が当該森林の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施するところに著しく困難となつたときは、甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 乙は、災害その他他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施するところに著しく困難となつたときは、当該森林に設置された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される事項は変更しないものとする。
- （7）森林への立ち入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、又は当該森林に設置された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に設置させることができる。
 - ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者が第三者から当該立木について除去等を行った場合において、かつ第三者から当該立木に付いた旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理受益権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲との協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保による諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならぬ。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金の請求及び受領を乙に委託するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保による諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び乙の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理実施権を設定することができます。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき経営管理実施権により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班			
① 釜石市栗林町	18-73-2,3	329	4-1	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理権者で協議して決めるものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 経営管理権者は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ これは、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者は、伐期を遅れる間に10年ごとに間伐を実施するものとする。 ○ 経営管理実施権者は、伐期ににおいて、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 伐期ににおいて、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する前に乙及び経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理権者で協議して決めるものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 経営管理実施権者は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ これは、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
② 釜石市栗林町	18-73-2,3	329	4-3			
③ 釜石市栗林町	18-73-2,3	329	4-4			
④ 釜石市栗林町	18-73-2,3	329	4-2	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合における収益から伐採等に要するべき金銭(D)の額の算定方法				
	所在	地番	林班	小班	＜経営管理実施権が設定される場合＞
釜石市栗林町	18-73-2,3	329	4-1		(伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合) (1. 甲に支払われるべき金銭の額) ○主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他の経費を控除した額とする。 (2. 木材の販売の算定方法) ○主伐及び利用間伐について甲に支払われた額を控除した額とする。
釜石市栗林町	18-73-2,3	329	4-3		(3. 伐採等による主伐に係る経費の見積額) ○乙が算定する主伐に添付された経費について甲に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けた際に提示する。 ○乙が算定する木材の販売収益の見積額とする。 ○乙が算定する木材の販売に係る経費について甲に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けた際に提示する。 ○乙が算定する木材の販売に係る経費について甲に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けた際に提示する。 ○乙が算定する木材の販売に係る経費について甲に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けた際に提示する。 ○乙が算定する木材の販売に係る経費について甲に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けた際に提示する。 ○乙が算定する木材の販売に係る経費について甲に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けた際に提示する。
(1)					(4. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経費を控除して経費を算定する。なお、経営管理実施権者が管理する期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る経費の必要がなくなるまでとする。 ○主伐後の経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行ったために要した経費の実費が上記(3. 伐採等による収益から伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権が負担するものとする。
					(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙のものとする。 ○乙が経営管理を行ったために要した経費は乙のものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行なうものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理号	集C-37	経営管理権の設定を受ける市町 村(乙)	(名称) 釜石市長 野田 武則	(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号								
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者(甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]	(住所又は所在地) [REDACTED]								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)				木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金額(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法							
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	経営管理権 の存続期 (終期) (B)	経営管理権 の始期	経営管理権に基づいて 行わられる経営管理の内 容(C)	参考
1	釜石市奥森町	18-77-7	329	10-1	山林	2.61	ソノタ	60	2022.6.1 (2042.3.31)	20年 別添1の④参照		
2	同上	18-77-7	329	10-2	山林	61	カマツ	61	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	別添3参照
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）						
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考	
1	釜石市奥林町	18-77-7	329	10-1	山林	2.61	ソノタ	60					
2	同上	18-77-7	329	10-2	山林		アカツ	61					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）
権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 釜石市長 野田 武則
住 所（同上） [REDACTED]

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かいる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となつた場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された面積が著しく事実と相違する場合には、(A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には2段書きにする。なお、当該部分を特定するごとに記載する場合は(A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積を添付する場合には、(A) 欄の「面積」を()書きで下段に記載することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には2段書きにする。なお、当該部分を特定するごとに記載する場合は(A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「面積」を()書きで下段に記載する場合は、()書きで下段に記載すること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林
当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林の森林所有者となつた者）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに当該森林により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせた場合
イ 甲が当該森林に係る事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に對して損害を及ぼすおそれがあると認めめた場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に對

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険 (経営管理実施権が設定されたなかった場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲とのこの協議により定める。
② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときは、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委託するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険 (経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する事が不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
② 甲及び乙の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき経営管理実施権により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
所在	地番	林班	小班				
釜石市栗林町 ③	18-77-7	329	10-2		<ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 		
釜石市栗林町 ④	18-77-7	329	10-1		<ul style="list-style-type: none"> ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法		
所在	地番	林班	小班				
					<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 <p>(2. 留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 		
釜石市栗林町 ②	18-77-7	329	10-2				

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

- <時期>
○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

- <時期>
○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理 号	集C-38	経営管理権の設定を受ける市町 村(乙)	(名称) 釜石市長 野田 武則		(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号	
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者(甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]		(住所又は所在地) [REDACTED]	
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)						
番号	所 在 地	地番	林班	小班	地目	面積 ha
1	釜石市裏林町 8-74-2	330	10-1	山林	ソノタシ アカマツ	3.81 56
2	同上	8-74-2	330	10-3	山林	同上
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合に支払われるべき金額(D)の額の算定方法						
経営管理権の存続期間 (終期) (B)						
経営管理権の始期						
経営管理権に基づいて行なわれる経営管理の内容 (C)						
別添1の④参照						
別添1の①参照						
別添2の①参照						
別添3参照						
乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林ぶ齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	釜石市栗林町	8-74-2	330	10-1	山林	3.81	ソノタツ	8				
2	同上	8-74-2	330	10-3	山林	56	アカマツ					
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上) 釜石市長 野田 武則
住 所 (同上) [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例手続により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かること。
(3) 变更となつた場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
(4) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
(5) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
(6) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるとこころによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告権の権限の範囲において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林の森林所有者となつた者を除く。）に対してても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかにより当該森林に有しなくなったときは、気象災等により被害が発生して（9）、
ア 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合
（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ② ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ### (7) 森林への立ち入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該施設された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者が当該立木について除去等を行った場合において、かつ第三者から当該立木について除去等を行ったことを認めることができる。
- ### (8) 甲への通知
- 当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとには乙が（経営管理実施権が設定されるとときには経営管理実施権者が）甲に

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された森林について）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林保険を付保することができるることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならぬ。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金の請求及び受領を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について権利の喪失があつた場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利を移転若しくは設定する場合には、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は逕常なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対する報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき経営管理実施権に供するものとみなす。

(16) その他

- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
	所在	地番	林班	小班			
①	釜石市栗林町	8-74-2	330	10-3	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全般権である。	<経営管理実施権者が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	
④	釜石市栗林町	8-74-2	330	10-1	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法				
	所在	地番	林班	小班	
釜石市栗林町	8-74-2	330	10-3		
(1)					
(2)					
(3)					
(4)					

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 番	集C-41	経営管理権の設定を受ける市町 村 (乙)	(名称) 釜石市長 野田 武則				(所在地) 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号	
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者 (甲)	(氏名又は名称) [REDACTED]				(住所又は所在地) [REDACTED]	
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)						乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡
1	釜石市栗林町	24-119-1	316	43-2	山林	スギ	22	2022. 6. 1 (2042. 3. 31)
2	同上	24-119-1	316	44-1	山林	スギ	68	同上
3	同上	24-119-1	316	44-2	山林	スギ	22	同上
4	同上	24-119-1	316	62-1	山林	スギ	31	同上
5								
6								
7								
8								
9								
10								

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）					
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1	釜石市栗林町	24-119-1	316	43-2	山林	スギ	22					
2	同上	24-119-1	316	44-1	山林 (1,29)	スギ	68					
3	同上	24-119-1	316	44-2	山林	スギ	22					
4	同上	24-119-1	316	62-1	山林	スギ	31					
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 釜石市長 野田 武則
住 所（同上） [REDACTED]

- （記載注意）
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別紙とすること。
 - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特別により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された書類が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができることのできる図面を添付することとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。
② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理の設定を受けける者（以下「経営管理実施権者」といいう。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

- この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなつた場合は、（1）に掲げる事項を実施することができる。
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することができないときは、（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- （7）森林への立ち入り及び施設の利用等
- ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行ふものとする。
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認めた場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- （8）甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないとには乙が（経営管理実施権が設定されるときには）甲に

して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲とのこの協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、
当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を期限までに乙の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に委任するものとし、
経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合その他その他の当該経営管理権集計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず、
経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理実施権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めるこ
とができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経
営管理実施権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(15) その他

この経営管理権集計画に定めのない事項及びこの経営管理権集計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理に基づいて行われる経営管理の内容	
	所在	地番	林班	小班	
①	釜石市栗林町	24-119-1	316	44-1	<経営管理実施権が設定される場合> ○業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施の設置・維持管理を含む。以下同じ。) 及び保育等の施権者で協議して決めるものとする。
					<経営管理実施権が設定されない場合> ○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	釜石市栗林町	24-119-1	316	43-2	<経営管理実施権が設定される場合> ○経営管理実施権者は、伐期を抑える間に10年ごとに間伐を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○伐期において、経営管理実施権者が主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。) 及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
	釜石市栗林町	24-119-1	316	44-2	<経営管理実施権が設定されない場合> ○乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡回を行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
②	釜石市栗林町	24-119-1	316	62-1	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合における甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		
所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> (伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合)
釜石市栗林町	24-119-1	316	44-1	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○(1. 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他の経費を要する経費(森林保険の保険料等)として乙が対策施設した額を控除した額とする。
釜石市栗林町	24-119-1	316	43-2	(2. 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費を控除した額とする。
釜石市栗林町	24-119-1	316	44-2	(3. 伐採等に要する主伐に係る経費の算定方法) ○乙が算定した額を控除した額とする。
釜石市栗林町	24-119-1	316	62-1	(4. 伐採等に利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○乙が算定した額を控除した額とする。
①				(1. 留意事項) ○木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経費を要する経費(森林保険の保険料等)は、甲から預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る経営管理実施権の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
②				(2. 留意事項) ○乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座